平成２２年（フ）第８０６６号
大阪市西成区長橋１丁目13番10―210号
債務者　田川　春奈
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０６７号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番20―501号
債務者　村田　正彦
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０７６号
大阪府大東市中垣内１丁目14番１号
債務者　西田　昭雄
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０７７号
大阪府枚方市西牧野２丁目５番６―105号
債務者　西薗　貴司
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第13地割11番地１
債務者　昆　　喜平
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第５１号
岩手県宮古市長沢第８地割47番地５
債務者　奥泉　信慧
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第１９４号
愛知県豊橋市仲ノ町58番地の２
債務者　石井省一郎
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４６７号
相模原市中央区相模原６丁目19番13号　ＮＰＯ西門２寮Ｂ17
債務者　小倉　光男
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５３７号
相模原市中央区南橋本３丁目６番35号
債務者　佐藤　芳子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５５１号
神奈川県座間市緑ヶ丘２―９―39グリーンヒルハイツ202号、住民票上の住所栃木県日光市木和田島3084番地12
債務者　松林　　優
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５５７号
相模原市中央区横山３丁目７番１―103号
債務者　藤吉　節子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５６１号
相模原市南区新磯野１丁目19番２号
債務者　田口　愛美（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５６３号
相模原市中央区上溝1670番地12　フォーレスト506
債務者　梶岡　澄子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５６７号
相模原市南区旭町17番１号　ハウス．ホワイティ201号
債務者　須田　珠美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６０２号
相模原市中央区南橋本２丁目12番４号　鈴木マンション202号室
債務者　松島　裕道
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部